

○河北郡市広域事務組合公金取扱規程

制定 平成20年10月1日 訓令第1号

(趣旨)

第1条 組合の公金の収納又は支払の事務を行う指定金融機関及び収納代理金融機関（以下「指定金融機関等」という。）は、法令の規定によるもののほか、この規程に定めるところにより、その事務を行わなければならない。

(収納手続)

第2条 指定金融機関等は、公金の納付をしようとする者（以下「納入義務者」という。）から納入通知書その他納入に関する書類（以下「納入通知書等」という。）により現金の納付を受けたときは、これを領収し、領収証書を納入義務者に交付するとともに、現金は、組合の普通預金口座へ入金するものとする。

2 指定金融機関等は、会計管理者、出納員、現金取扱員又は歳入の徴収若しくは収納の事務の委託を受けたもの（以下「公金受託者」という。）から納入通知書により現金の払込みを受けたときは、これを領収し、領収証書を払込者に交付して前項の取扱いをするものとする。

3 指定金融機関等は、前2項に規定する場合において、納入通知書等に接続する収納済通知書に収納金及び収納証拠書類送付書を添付し、収納日の翌営業日内に当座取引先指定金融機関（以下「取引店」という。）に送付するものとする。

4 取引店は、前項に規定する収納済通知書の送付を受けたときはこれを統括して収納証拠書類送付書を添付し、収納日の翌営業日内に会計管理者に送付するものとする。

(証券による収納)

第3条 前条の規定は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第156条第1項及び河北郡市広域事務組合財務規則（平成18年河北郡市広域事務組合規則第14号。以下「規則」という。）第49条に規定する証券を現金に代えて公金の納付又は払込みに使用する場合において、これを準用する。

2 指定金融機関等は、証券によって公金を収納したときは、当該納入通知書等、領収証書及び収納済通知書の各片に表示をするものとする。この場合において、当該証券の券面金額が納入通知書等の金額に満たないときは、現金及び証券別の内訳金額を当該書類の各片に記載するものとする。

(証券について支払の拒絶のあった場合の措置)

第4条 指定金融機関等は、証券をもって公金に収納した場合において、当該証券について支払の拒絶があったときは、直ちに納入義務者に証券不渡通知書により通知するものとする。

2 前項に規定する場合において、指定金融機関等は、その支払のなかった金額に相当する収納済額を取り消しするとともにその旨を収納済額取消報告書により会計管理者に報告するものとする。

(支払を拒絶された証券の還付)

第5条 指定金融機関等は、前条第1項の規定による証券不渡通知書を受けた納入義務者から当該支払拒絶があった証券の還付の請求があったときは、不渡証券受取書を徴し、これと引換えに還付するものとする。この場合において、納入義務者が先に受け取った領収証書を提出したときは、全額不渡りのものにあつてはこれを回収

し、当該証券の券面金額が納付すべき金額に満たないときは、領収証書に現金、現金化された証券及び不渡証券別の内訳金額を記載し、再度交付するものとする。

(支払を拒絶された証券に代わる現金の収納)

第6条 指定金融機関等は、納入義務者から支払の拒絶があった証券に代わる現金の納付を受けたときは、領収証書を発行し、第2条の規定する手続をとるものとする。

(口座振替の方法による収納)

第7条 指定金融機関等は、自店に預金口座を設けている納入義務者から納入通知書等により、当該預金口座から組合の普通預金口座に口座振替の請求を受けたときは、その手続をし、第2条の規定を準用して取扱うものとする。

(公金振替の方法による収納)

第8条 取引店は、会計管理者から公金振替書の交付を受けたときは、組合の普通預金口座へ指定のとおり振替入金の手続をするものとする。

2 前項に規定する場合において、第2条第3項に規定する納入通知書等を公金振替書に、収納済通知書を受入済通知書にそれぞれ読み替え、同条第4項に規定する手続を準用して取扱うものとする。

(出納閉鎖後の収納手続)

第9条 指定金融機関等は、出納閉鎖後に納入義務者から過年度の表示のある納入通知書等により、現金(現金に代えて納付される証券を含む。以下同じ。)の納付を受けたときは、現年度の収納として取扱い当該納入通知書等及びこれに接続する書類の各片に当該収納の日の属する年度を表示するものとする。

(公金受託者の計算書)

第10条 規則第62条の規定により公金受託者が納入通知書により指定金融機関等に現金の払込みをする場合において、同時に収入金の内容を示す計算書を添付して差し出したときは、指定金融機関等はこれを受領し、収納済通知書を添えて第2条第3項及び第4項の規定により、会計管理者に送付するものとする。

(返納)

第11条 指定金融機関等は、戻入金を納入しようとする者(以下「返納者」という。)から返納通知書により現金の納付を受けたときは、第2条から第7条までに規定する収納の手続の例によって取扱い、戻入金の返納として整理するものとする。

2 指定金融機関等は、出納閉鎖後に返納者から過年度の表示のある返納通知書により現金の納付を受けたときは、第9条に規定する手続を準用して取扱うものとする。

(小切手による支払)

第12条 取引店は、会計管理者から小切手振出済通知書の送付を受けたときは、当該小切手の振出日付によって決算上の支払として整理するとともに、当該金額を組合の普通預金口座から払出して当座預金口座に入金の手続をするものとする。

2 取引店は、前項に規定する手続をした後、小切手振出済通知書を当該小切手による支払を終わるまで自店に留め置き、小切手支払未済額の調査に利用するものとする。

第13条 取引店は、会計管理者の振り出した小切手の提示を受けたときは、次の各号に掲げる事項を調査し、その支払をするものとする。

(1) 振出人の印影は、届け出の印影と符号するか。

(2) 小切手は、その振出日付から1年を経過したものでないか。

2 前項の小切手が振出日付後1年を経過したものであるときは、当該小切手の余白に「支払期間経過」の表示をし、これを提示した者に返付するものとする。

3 取引店は、会計管理者の振り出した小切手による支払をしたときは、当該小切手の小切手振出済通知書に支払の表示をし、翌営業日以内に会計管理者に送付するものとする。

(指定金融機関における現金払)

第14条 指定金融機関は、会計管理者の振り出した支払依頼書の提示を受けたときは、その持参人に現金の支払を行うとともに、当日支払分を取りまとめて会計管理者の振り出した小切手と引換えに会計管理者に送付するものとする。

(隔地払)

第15条 取引店は、会計管理者から隔地払依頼書及び当該依頼額相当額を券面金額とした小切手の交付を受けたときは、隔地払資金領収証書を会計管理者に送付するとともに、速やかに債権者に対し送金の手続をとるものとする。この場合において会計管理者から支払場所の指定について意見を求められたときは、債権者のため最も便利と認める金融機関を選んで回答するものとする。

2 送金の方法は、銀行為替その他適宜の方法で債権者に送金するものとする。

(口座振替払)

第16条 取引店は、会計管理者から口座振替依頼書の送付を受けたときは、速やかに指定された金融機関にある債権者の預金口座に振替の手続を行うとともに、支払明細書に「口座振替」の表示し、これと引換えに会計管理者から振替金額に相当する小切手の交付を受けるものとする。

(公金振替依頼書による支払)

第17条 取引店は、会計管理者から公金振替依頼書の交付を受けたときは、振替の手続をするものとする。この場合にあつては、公金振替依頼書は支払の証拠として自店に留め置き、振出済通知書は翌営業日以内に会計管理者に送付するものとする。

(繰替払)

第18条 指定金融機関等は、繰替払をしたときは、その金額を収納金送付書に記載し、第2条第3項及び第4項の規定により、会計管理者に送付するものとする。

(支払証拠書類送付書)

第19条 会計管理者は、第12条から第17条までの規定により小切手振出済通知書等を送付又は交付したときは、その結果を支払証拠書類送付書により、取引店に通知するものとする。

(支払未済金の繰越し)

第20条 取引店は、会計管理者の振り出した小切手で、翌年度の5月31日までに支払の終わらないものの金額を小切手振出済通知書により算出し、出納閉鎖期限の翌日において当該金額を翌年度へ繰り越すため歳計現金を払い出し、支払未済繰越金として受入れ整理するものとする。

2 取引店は、同項の手続をした後、前年度所属に係る小切手に対する支払をするときは、同項に規定する支払未済繰越金から払出しするものとする。

(支払未済金の歳入の組入れ)

第21条 取引店は、前条の規定により繰り越した資金のうち、小切手の振出日付から1年を経過し、まだ支払を終わらないものについて、その金額、債権者名その他必要な事項を支払未済額報告書により毎月10日までに前月分を会計管理者に報告するものとする。

2 取引店は、会計管理者が前項の報告に基づいて発する公金振替書により、当該支払未済額に相当する金額を支払未済繰越金から払出し、歳入に組入れの手続をする

ものとする。

(支払を終わらない隔地払資金の歳入への納付)

第22条 取引店は、第15条第1項の規定により交付を受けた隔地払の資金のうち交付を受けた日から1年を経過し、まだ支払を終わらない金額に相当するものはその送金を取消し、前条第1項の規定に準じて会計管理者に報告するものとする。

2 取引店は、組合が発する納入通知書により当該送金取消後に相当する金額を歳入に納付するものとする。

(払戻し)

第23条 取引店は、会計管理者の振り出した戻出又は払戻しの表示のある小切手による支払をしたとき、又は会計管理者から戻出若しくは払戻しの表示のある公金振替依頼書の交付を受けたときは、第12条及び第14条から第17条までに規定する支払の手続の例によって取扱い、戻出金の払戻しとして整理するものとする。

(帳票及び証拠書類の保存)

第24条 指定金融機関等は、出納に関する帳票及び証拠書類を年度経過後5年間保存しておくものとする。

2 前項の証拠書類は、年度及び会計等の別に区分し、整理しておくものとする。

(報告)

第25条 取引店は、指定金融機関等の取扱った毎日の総収支及び現金出納の結果を翌営業日以内に収支日計表及び預金現在高報告書により、会計管理者に報告するものとする。

(会計管理者の検査)

第26条 指定金融機関等は、会計管理者の検査を受けるときは、別に指示する書類を作成し、会計管理者に提出するものとする。

(歳計現金の範囲)

第27条 一時借入金及び第20条に規定する支払未済繰越金に繰越整理するまでの間における小切手の支払未済金は、これを歳計現金とみなすものとする。

2 毎年度の歳計現金には、各会計における当該年度の収納金から支払金を差引いた残金のほか、前項に規定する一時借入金及び小切手の支払未済金を含めて取扱うものとする。

(収納金の引継ぎ)

第28条 収納代理金融機関は、収納した現金(繰替払をしたときは、当該金額を控除したもの。)を翌営業日以内に収納金送付書を添えて、取引店に引き継ぐものとする。

(他の金融機関への預け替え)

第29条 取引店は、会計管理者から歳計現金、歳入歳出外現金又は基金に属する現金を、取引店以外の金融機関に預け替えし、又は預け替え先から取引店に戻入れする旨の通知を受けたときは、その手続をするものとする。

(契約保証金の取扱い)

第30条 指定金融機関等は、契約保証金を納付しようとする者から納入通知書兼領収書により現金の払込みを受けたときは、これを領収し、当該納入通知書兼領収書に領収印を押印のうえ、払込者に交付して、歳入歳出外現金に収納するとともに組合の普通預金口座へ入金するものとする。

2 前項に規定する場合の納入通知書兼領収書に接続する書類の取扱いについては、第2条第3項及び第4項の規定を準用してこれを行うものとする。

(有価証券の保護預け)

第31条 取引店は、会計管理者から有価証券の保護預けの依頼を受けたときはこれに応ずるものとし、この場合にあつては、当該有価証券の預り証書を発行するものとする。

(延滞金等の収納)

第32条 指定金融機関等は、使用料その他の収入金の収納をする場合に、納期限が経過し、延滞金を加算して納入すべきものがあるときは、法令その他の定めるところによって計算した金額を加算して収納するものとする。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。